

令和元年台風 19 号における指定地域に係る納税者への「確定申告
のお知らせ」について（申告所得税の予定納税関係等）

1 現 状

ご承知のとおり、令和元年台風 19 号における指定地域については、申告・納付等の期限が延長（期限延長）されております。

これにより、特に次の事項について、指定地域の納税者に係る所得税の確定申告に影響がありますので、ご留意いただくようお願いいたします。

○ 所得税予定納税第 2 期分

所得税予定納税第 2 期分について、災害等による期限の延長により納期限がその年の 12 月 31 日より後になった場合は、所得税法第 104 条第 2 項又は第 107 条第 2 項に基づき、納税義務が消滅しますので、令和元年分確定申告は、予定納税第 1 期分のみの金額を記載していただくこととなります。

○ 「確定申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納

指定地域の申告・納付等の期限が延長されており、令和元年分の確定申告期限を周知できないことを踏まえ、国税庁では e-Tax のメッセージボックスへ「確定申告のお知らせ」を格納しないため、予定納税の情報を把握することができません。

2 想定される税理士への影響

指定地域の関与先納税者の申告書を作成される場合、一般的には e-Tax ソフト等を使用して e-Tax で提出されることが多いと思いますが、現状では関与先納税者の e-Tax メッセージボックスへ予定納税の情報が格納されないため、関与先納税者のメッセージボックスの転送設定をしていても、税理士は予定納税第 1 期分の金額を把握することができません。

そのため、予定納税第 1 期分の金額を把握するためには、納税者宛に郵送された「予定納税額の通知書」を確認いただく必要があります。

また、仮に e-Tax ソフト等を使用せず、確定申告書等作成コーナーで申告書を作成する場合であっても、予定納税額は 0 として表示されるため、この場合も納税者宛に郵送された「予定納税額の通知書」を確認いただく必要があります。

3 対応方法

指定地域の納税者にご不便が生じないよう、予定納税額を含む確定申告に関する情報を正確に把握していただく必要がありますので、税理士関与の納税者などに対し、当局から別途予定納税第 1 期分の情報等を記載した「確定申告のお知らせ」を送付し、令和元年分確定申告に活用していただくこととしておりますので、ご承知置きください。

「確定申告のお知らせ」については、早急に送付したいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。